

各 位

尼崎商工会議所

## 『ケータリング登録業者』 募集のご案内

本商工会議所では、貸室利用のお客様が貸室で会食や懇親会等をされる際、お食事等をご準備して頂けるケータリング業者を募集しています。

内容としては、貸室利用のお客様がケータリングを希望された場合、本商工会議所にご登録されたケータリング登録業者一覧表の中から選ばれ、直接、ケータリング業者と注文等のやりとりをして頂く形式です。

### 【お問合せ先・登録申込先】

尼崎商工会議所 総務・広報グループ（貸室担当）

電 話 06-6411-2255

尼崎商工会議所  
ケータリング業務規約

1. 趣旨

本規約は、尼崎商工会議所（以下、甲）において、貸室利用者（以下、乙）からの要請に基づいてケータリング業者がケータリング業務を行う場合の取扱いを定めるものである。

2. 登録

ケータリング業務を希望する業者は、所定登録申込書を甲に提出し、次の事項に該当していることを登録条件とする。

- ①甲の会員であるとともに会費を完納していること。
- ②2年以上の営業実績を有していること。
- ③反社会的組織・集団に属していない、また交際関係を持っていないこと。
- ④本規約を遵守すること。

3. 乙への紹介

登録企業の紹介は、甲で作成したリスト及び各登録企業から預かっているパンフレット等を乙に提示し、乙が直接選ぶ方式を採る。

4. 業務遂行

登録企業は乙から直接注文を受け、甲は関与しない。

5. 遵守事項

各登録企業は、甲で業務を行うにあたって以下に定める事項を遵守すること。

1) 安全管理

- ・食品衛生法等の関連法令を遵守し提供する飲食の安全保持に万全の配慮をすること
- ・ケータリング業務の遂行に伴って尼崎商工会議所会館内で生じた、食中毒・人身事故・労務災害・施設損壊などの責任は、事故原因の当事者である登録企業等がその責任を負うものとする。
- ・部屋の中では、火を使用しないこと。
- ・搬出入時に使用する車両は、指定された場所以外には駐停車しないこと。
- ・喫煙は指定された場所以外では絶対にしないこと。
- ・搬出入時及び作業時には、事故防止に万全を期すこと。

2) ごみ処理・環境管理

- ・ゴミは責任を持って全て回収し持ち帰ること。
- ・搬出入時及び作業時に発生した汚れ等については、ただちに責任を持って清掃・洗浄し、現状復帰すること。
- ・決められた場所以外での飲食はしないこと。

- ・パントリーの使用後は、施設・備品等の清掃を行うこと。

### 3) 管理体制

- ・業務当日は責任者が対応できる体制であること。
- ・乙が発注した内容と異なる事実が判明した場合に誠実かつ迅速に対応できる体制を整えておくこと。
- ・甲の承認なしにチラシ等の配布や物品・飲食物の販売をしないこと。

### 4) 施設管理

- ・搬出入時において、尼崎商工会議所会館内施設に損傷等を与えた際には遅滞なく甲の職員に報告するとともに、速やかに原状回復措置をとること。
- ・午後9時までには、搬入したすべての物を持ち帰ること。

### 5) その他

- ・甲の注意事項を遵守すること。

## 6. 賠償責任

登録企業は、債務不履行により損害を甲または乙に与えた場合、甲または乙は登録企業に対し損害の賠償を請求する。

## 7. 登録の解除

登録企業が、故意あるいは重大な過失により甲または乙に損害を与えた場合、または本規約を守らない場合は、本登録を解除することがある。登録を解除された企業は、3年間は再登録できないものとする。

以 上

# 尼崎商工会議所

## ケータリング業務登録申込書

事業所名				
所在地	〒	代表電話		
		直通電話		
代表者	役職名	FAX番号		
	氏名	Eメール		
担当者	所属	URL		
	役職			
	氏名			
取扱品目	(記入例) 和食、洋食、中華料理等			
緊急対応 責任者 (2名)	氏名	所属・役職	連絡先電話番号	携帯電話番号
添付資料	<input type="checkbox"/> 営業許可書(写) <input type="checkbox"/> その他 ( )			

当社は、別紙ケータリング業務規約内容を承諾し、上記のとおり登録  
申し込みをいたします。

令和 年 月 日

会社名

代表者名

